

第4章 実現に向けた具体的な施策

1 水産資源が豊富な漁場づくり

多くの釣り人で賑わう漁場を回復するため、各漁協が行う放流事業の強化に向けた技術的支援やカワウやバス類、疾病などの被害を軽減する防疫技術の開発などに取り組みます。

成果指標	現況 (H30)	(R7)
県漁連種苗センター産種苗の放流尾数	150万尾	250万尾
カワウ対策に取り組む広域的な広がりを持つ地域協議会数	0	2
漁協が管理するカワウのコロニー数	0	1

(1) 水産資源増殖の促進

水産資源が豊富な魅力あふれる漁場づくりのためには、各漁協が行う放流事業を強化・促進することが必要です。

県は、県漁連が生産するアユ放流用種苗について、安定的な供給体制を確保するため、低コスト生産にも配慮しつつ、人工採苗技術や防疫対策等の指導を行うとともに、種苗の中間育成を行う生産者に対し、健苗育成に向けた防疫や飼育手法など、技術的な支援を行います。

また、釣りの対象魚として人気のあるヤマメやサクラマスについて資源状況の把握及び増殖技術向上を図り、県内河川中・下流域において、アユ漁期だけでなく年間を通じた漁場の有効利用を進めます。

(2) カワウやコクチバス等による食害防止

県は、カワウによる食害防止のため、漁協が実施する駆除や追い払い、繁殖抑制等の取組を支援するとともに、漁協が流域やコロニー単位で広域的なカワウ対策が行えるよう、関係機関で構成する地域協議会の設立を促進し、漁協自らがコロニーを管理できるようにします。

また、コクチバス等の魚食性外来魚による水産資源の食害防止を図るため、漁協が行う駆除活動や「キャッチ&リリース禁止の周知」等、生息拡大防止に向けた啓発活動を支援するとともに、被害実態の把握や効率的な駆除方法の開発に向け、調査研究を進めます。

(3) 河川等における疾病対策

県は、アユ冷水病などの疾病被害を軽減するため、冷水病に強いアユの開発や防疫技術の開発を進めるとともに、生産現場における防疫対策の普及啓発を図ります。また、コイヘルペスウイルス病などの伝染性疾病が発生した際には、関係機関と緊密に連携し、発病魚の早期処分や注意喚起などにより

まん延防止を図ります。

(4) 漁場環境の改善と保全

県は、河川に生息する魚類に必要な生育・繁殖環境などの創出を目的として、魚類の生態に配慮した工法等の技術的な情報提供を行い、水産資源の生息・生育・繁殖環境の改善、生態系の保全に資するよう、関係部局等へ働きかけます。また、取水堰等の河川横断施設の設置に際しては、施設管理者等に対し、魚類等の移動経路の確保等の協力を働きかけます。

2 賑わいのある漁場の回復

釣りの魅力等に関する情報発信や遊漁者誘客に向けた取組を充実し、釣り人で賑わう漁場の回復を図ります。こうした取組を通し、釣りを地域振興資源として定着させます。

成果指標	現況 (H30)	(R 7)
年間延べ遊漁者数	443,989 人	463,000 人
漁業体験年間延べ参加人数	3,599 人	4,000 人

(1) 遊漁者の誘客促進

県は、漁協と共に、釣り場情報や漁場の魅力に加え、農村の魅力について、インターネット等を利用して広範に発信し、県内外からの遊漁者誘客を進めます。また、遊漁者の利便性向上のため、インターネットやスマートフォンを活用した新たな遊漁券販売システムの導入等を促進します。

また、若者や女性など釣り初心者の誘客を図るため、漁協等が行う内水面漁業振興基金などを活用したつかみ取りや釣りなどの漁業体験を始めとする多様な取組を促進し、都市住民との交流拡大を進めます。

(2) 「とちぎの魚」の魅力発信

県は、水産試験場の施設見学の受入れや各種講座への講師派遣を積極的に行うとともに、「見る」「触れる」「味わう」という栃木県なかがわ水遊園の機能を十二分に活かし、本県に生息する魚類や漁具・漁法の展示、体験イベント等を通して、「とちぎの魚」の魅力を県内外に広く発信します。

3 養殖魚のブランド力の向上と生産コストの低減

「とちぎの養殖魚」のブランド力向上を図るため、他の産地とは異なる品質等を付与するなど、養殖魚の高付加価値化に向けた取組を行います。また、安全・安心の確保、生産コストの低減等を進めます。

成 果 指 標	現況 (H30)	(R 7)
全雌三倍体サクラマスの認知度	1.7%	25.0%
アユ生産量	327 t	370 t
ブランドマス生産量	128 t	150 t

(1) 養殖魚の高付加価値化

県は、全雌三倍体サクラマスのブランド化に向け、名称を商標登録し、県民の認知度向上に努めます。併せて、プレミアムヤシオマスや全雌アユ、全雌三倍体サクラマスに続く、他の産地にはない特長を持つ高品質な新規ニジマス系統の開発を進めます。

(2) 安全・安心な養殖魚の供給

県は、消費者に安全・安心な養殖魚を継続して供給するため、養殖現場の巡回指導や講習会の開催を通し、魚類防疫や水産用医薬品の適正使用など、養殖衛生管理の指導を行います。

(3) 養殖経営の安定化・低コスト化

県は、飼料や燃油価格の高騰に備え、国が行う漁業経営セーフティーネット構築事業の活用を促進し、養殖経営の安定化を図るとともに、養殖経営における運転資金の円滑な融通を図るため、水産振興資金預託事業による養殖生産者等への低利融資を支援します。

また、養殖生産の低コスト化に向けて、低魚粉飼料等の経済効率の検証を進めるとともに、魚病被害の軽減を図るため、疾病の迅速な診断技術を確立し、予防・治療技術の開発を進め、普及を図ります。

(4) 地域資源としての養殖魚の活用拡大

県は、農村や中山間地域の活性化を目指し、新たな地域特産品の創出を促進するため、市町、農業者等と連携し、ホンモロコ、キンブナなど地域特産魚を創出します。

また、養殖漁協及び養殖生産者が行う地域の魚食文化の魅力発信を促進するとともに、県産水産物給食推進事業により子どもたちの心の中に芽生えた県産水産物に対する興味や関心をしっかりと守り育てるためにも、スーパーマーケットなどの小売店、道の駅や農産物直売所、インターネットなどの活用による販売チャネルの拡大を進めます。

4 水域生態系の保全

水産資源が繁殖・成育している水域環境を良好な状態に保つため、水域生態系の保全に関する取組を進めます。

成 果 指 標	現況 (H30)	(R 7)
希少水生生物の生息地復元数	0	1

県は、農業農村整備事業の実施において、地域に生息する水生生物の生息環境を保全するとともに、それらの移動経路を確保するため生態系配慮工法の導入を促進します。

また、ミヤコタナゴやイトヨ等、里山の細流に生息する希少魚類について、地元住民や関係機関と連携し、生息地の保全・復元に向けた調査研究に積極的に取り組むとともに、地域の保全活動等に対して技術的な支援を行います。

5 漁協等の経営基盤の強化

漁協等の運営や養殖生産者の経営の安定化を図るため、時代の変化と新たなニーズに的確に対応し、魅力的な事業が企画・展開できるよう、経営基盤の強化に向けた経営指導に取り組みます。

成 果 指 標	現況 (H30)	(R 7)
常例検査実施数	8	8
I C T 先端技術を活用した取組数	7	15

(1) 漁協等の運営体制強化

県は、水産業協同組合法に基づく検査指導を適切に実施し、漁協のコンプライアンスの確保や経営基盤の強化を図ります。

また、県漁連と連携して漁協役職員の研修を充実させ、時代の変化に的確に対応できる人材の育成を図ります。

さらに、県漁連が中期経営計画を着実に実施できるよう、業務進捗や財務の状況等を随時把握し、県漁連の経営基盤強化に向けた指導を行います。

(2) 養殖生産者の経営基盤強化

県は、養殖生産者の経営基盤が強化されるよう、料理人や食品製造業者などの実需者との連携や農商工連携等を、マッチング等の方法で支援します。

(3) I C T 先端技術の活用

県は、漁協の担い手不足に対処するため、ドローン等を活用したカワウ対策の推進、スマートフォンを活用した遊漁券販売や漁場監視システムの導入など、I C T 先端技術の導入による事業活動の省力化を促進します。

6 原子力災害への対応

成 果 指 標	現況 (H30)	(R7)
放射性物質検査 (モニタリング) 実施漁協数	21	21

福島第一原発事故に伴う放射性物質拡散の風評被害払拭のため、県産魚類の安全性を確認するモニタリング検査を継続するとともに、中禅寺湖においてはマス類の解禁延期要請の解除に向けた取組を進めます。

(1) 放射性物質検査 (モニタリング) の実施及び情報公開

県は、食品としての魚類の安全性の確保を図るため、天然魚及び養殖魚とともに県全域で放射性セシウムについてモニタリング検査を継続実施するとともに検査結果を速やかに公開し、「とちぎの魚」に対する消費者の信頼獲得に努めます。

(2) 中禅寺湖における解禁延期要請の早期解決

県は、中禅寺湖のマス類について、引き続きモニタリング検査を実施し、基準値を安定的に下回った魚種については、関係機関と調整し解禁延期要請の解除を検討していきます。

(3) 風評被害の払拭

モニタリング検査結果では、放射性物質は検出されなくなっていますが、漁獲量等は原発事故以前の水準には戻っておらず、原発事故による風評被害は依然残っています。このため、県は、県漁連と連携して、風評被害が払拭されるよう情報発信を行います。